

1 国（地域）名：大韓民国

2 選挙権年齢（被選挙権年齢）と成人年齢

現在、韓国の選挙権年齢は18歳以上となっている。まず、2005年8月に公職選挙法の一部改正により選挙権年齢が20歳以上から19歳以上に引き下げられた。しかし、OECD加盟国の多くが18歳以上としていることなどを理由に、その後も選挙権年齢の引き下げを巡る議論が継続し、2010年代にはいると国家人権委員会および中央選挙管理委員会が選挙権年齢の引き下げを求める意見書を国会議長に提出する動きが見られた。こうした動きをふまえ、2017年に発足した文在寅政権は選挙制度改革の要点の一つに選挙権年齢の引き下げを位置づけ、2019年4月に公職選挙法の改正法案を提出、2019年12月にこれが可決され、2020年1月に公布・施行されることとなった。

この選挙権年齢の引き下げによって約50万人の18歳が有権者に加わることとなったが、その後も若者の声を政治に反映させようとする世論が高まり、選挙権年齢に加えて被選挙権年齢の引き下げを求める主張が展開されるに至った。そして、2021年12月に国会および地方議会の議員、地方自治体首長に立候補できる年齢を、それまでの25歳以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法改正案が可決されるに至った。ただし、大統領選挙の被選挙権年齢は変更されず、40歳以上となっている。

他方、成人年齢については、2011年2月に20歳から19歳に引き下げる民法改正案が成立し、現在に至っている。成人年齢に先行する形で選挙権年齢の引き下げが進められていたこともあり、目立った反対意見もなく可決されている。韓国では、高等学校の卒業年齢に相当する19歳が青少年保護法の年齢基準となっており、これに沿う形で民法改正が進められた。その後、選挙権・被選挙権年齢は18歳に引き下げられたが、成人年齢は19歳が維持されている。

以上のように、韓国における選挙権年齢の引き下げは2000年代に実施され、国際的な潮流に沿うことが強く意識された点において、日本と類似した文脈のなかで進められてきたといえる。だが、韓国の場合、選挙権年齢の引き下げ後も若者の政治参加を推進する世論が高揚し、被選挙権年齢の引き下げへと発展していった点が注目される。また、日本では選挙権年齢と成人年齢をともに18歳以上に引き下げたのに対し、韓国では選挙権年齢が18歳以上、成人年齢が19歳以上となっている。

2 社会系教科目の構造

(1) 各国の学校教育制度

韓国は日本と同様に6・3・3・4制の学校教育制度をとっており、初等中等教育段階のカリキュラムについては教育部が全国的な基準を定めている。周知のとおり、朝鮮半島の北緯38度線以南の地域は、日本による植民地支配から解放されたのちアメリカ軍政下に置かれた。その後、1948年8月に大韓民国政府の樹立を宣言した李承晩政権の下で、教育課程の国家的基準を策定する作業が進められていくが、朝鮮戦争の勃発により中断を余儀なくされ、休戦協定成立後の1954年によりやく本格的なナショナル・カリキュラムとして「第1次教育課程」が整備された。それ以降も国家がカリキュラム・スタンダードを策定する形態が今日まで継続しており、1997年までに7次の改訂を重ねている。「第7次教育課程」以降は、

改訂回数ではなく改訂年を冠する名称が採用されるようになり、直近の教育課程は「2015 改訂教育課程」となっている（なお、2022 年 12 月に「2022 改訂教育課程」が示され、2024 年から小学校 1・2 年生を皮切りに段階的に移行される予定である）。

この「2015 改訂教育課程」では、これまでの教育課程と同様に「公益人間」と呼ばれる建国神話に起源をもつ理念的な人間像を提示しつつ、「A：アイデンティティを確立し、自らのキャリア・人生を切り開く自主的な人間」、「B：多様な挑戦と発想によって新規性をもたらすことのできる創意的な人間」、「C：人類文化を敬い発展させる教養を備えた人間」、「D：民主的な市民として配慮と分かち合いの精神を備えた協調的な人間」という 4 点を示しながら育成すべき人間像を描き出している。加えて、こうした人間像を育むために重点的に育むべき「核心理量」として、①自己管理能力、②知識情報処理能力、③創造的思考力、④審美的感性、⑤コミュニケーション力、⑥共同体を改良する市民的資質の 6 点が掲げられている。

以上のように、国家機関である教育部が全国的なカリキュラム・スタンダードを提示する点は日本と共通している。また、韓国でも 2000 年代半ばごろからコンピテンシーを基盤にしたカリキュラムのあり方が検討されるようになり、「2015 改訂教育課程」では新たに「核心理量」が導入されている。

（2）社会系教科目の構造

「2015 改訂教育課程」では、小学校から中学校段階を「共通教育課程」、高等学校段階を「選択中心教育課程」と位置付けたうえで、12 年間の一貫した見通しのもとで各教科等のカリキュラムを提示している。その際、「教科群」と「学年群」という枠組みが採用され、教科および学年を大括り化することで効率的かつ柔軟なカリキュラム編成を促し、それを通して子どもたちの学習負担を軽減することが目指されている。この「教科群」「学年群」に基づくカリキュラム編成は「2009 改訂教育課程」から導入され、今次改訂でも継承されている。次頁に示す表 1 と表 2 は「2015 改訂教育課程」における小学校および中学校の開設教科と授業時数である。小学校は 1 時間：40 分、中学校は 1 時間：45 分が基準時間となっている。同表が示す通り、小学校では社会科は道徳と同じ教科群に位置づけられており、その学習は第 3 学年からスタートする。中学校においても、社会科は道徳と同じ教科群に位置づけられ、第 1 学年から第 3 学年まで学ぶことになっている。社会科の学習内容領域は、政治、法、経済、社会・文化、地理認識、場所と地域、自然環境と人間生活、人文環境と人間生活、持続可能な世界の各領域から構成されている。これらに加え、小学校および中学校では歴史が独立教科ではなく、社会科の一領域として位置づけられている。小学校の教科名称には「歴史」の語がないものの、歴史的内容は社会科のなかに位置づけられ、特に第 5・6 学年で本格的に学ぶことになっている。中学校の教科名は「社会（歴史含む）」となっており、小学校と同様に社会科の一領域に位置づけつつも、個別の歴史教科書を作成するなど、一定の独立した領域として扱われている。日本の社会科カリキュラムにおいても、小学校では同心円拡大原理に基づく総合社会科のなかに歴史的内容を位置づけて特に第 6 学年で集中的に扱い、中学校では分野制社会科のなかで独立分野として歴史を扱っているが、これと類似した構成を採用しているといえよう。

表 1 小学校における開設教科と授業時数

学年群	第 1・2 学年	第 3・4 学年	第 5・6 学年
-----	----------	----------	----------

教科群	国語	国語 (448) 数学 (256) ただし生活 (128) かしこい生活 (192) たのしい生活 (384)	408	408
	社会／道徳		272	272
	数学		272	272
	科学／実科		204	340
	体育		204	204
	芸術 (音楽／美術)		272	272
	英語		136	204
創意的体験活動		336 (「安全な生活」(64))	204	204
学年群別の総授業時間数		1,744	1972	2176

出典：Ministry of Education (2015) .The National Curriculum for the Primary and Secondary Schools, P.10

表2 中学校における開設教科と授業時数の基準

区分		第1～3学年
教科群	国語	442
	社会 (歴史含む) / 道徳	510
	数学	374
	科学 / 技術・家庭 / 情報	680
	体育	272
	芸術 (音楽 / 美術)	272
	英語	340
	選択	170
創意的体験活動		306
総授業時間数		3366

出典：Ministry of Education (2015) .The National Curriculum for the Primary and Secondary Schools, P.14

他方、高等学校ではどのような教育課程編成と教科構造が採用されているであろうか。次頁に示した表3は「2015改訂教育課程」に示されている高等学校における開設教科と履修単位数基準を示している。高等学校の場合、教科群がさらに「基礎／探求／体育・芸術／生活・教養」という4つの領域に別れ、各領域の中に教科(群)を設置する構成が採られている。このうち、社会科は「探求」領域に位置づけられており、その下に設置されている科目「統合社会」が必修科目となっている。このほか、探求領域の社会科には、生徒の適性や進路を考慮して履修する12科目の選択科目が設置されている。この選択科目は「一般選択科目」と「進路選択科目」に区分され、一般選択科目には「韓国地理」、「世界地理」、「世界史」、「東アジア史」、「経済」、「政治と法」、「社会・文化」、「生活と倫理」、「倫理と思想」の9科目が、進路選択科目には「旅行地理」、「社会問題探究」、「古典と倫理」の3科目が、それぞれ設置されている。先述した「統合社会」(8単位)に加えて、これら選択科目を履修し、計10単

表3 高等学校の開設教科と履修単位基準

	教科領域	教科（群）	共通科目（単位）	必修履修単位	自立編成単位
教科（群）	基礎	国語	国語（8）	10	生徒の適性と進路を考慮して編成
		数学	数学（8）	10	
		英語	英語（8）	10	
		韓国史	韓国史（6）	6	
	探究	社会（歴史／道徳含む）	統合社会（8）	10	
		科学	統合科学（8） 科学探究実験（2）	12	
	体育・芸術	体育		10	
		芸術		10	
	生活・教養	技術・家庭／第二外国語 ／漢文／教養		16	
	小計			94	
創意的体験活動				24（408時間）	
総単位数				204	

出典：教育部（2015）『高等学校教育課程』14頁の表3より作成

位以上を履修することが求められている。また、これとは別に、「基礎」領域には韓国史（6単位）が独立教科として設置され、必修履修科目に位置づけられている。

以上の高等学校における社会系教科目の編成のうち、特定の学問基盤を背後に持たない「統合社会」という広域総合科目を必修履修科目として設置している点は、日本における公民科「公共」をめぐる動きとも類似している。一方、自国史に相当する「韓国史」を社会科から独立させて必修化しており、この点は「歴史総合」を必修履修科目として設置して世界史／日本史の融合を図るとともに、「地理総合」も必修履修化した日本とは対照的である。政治的影響を強く受けてきた韓国の歴史教育の葛藤を垣間見ることができ、自国史を重視する動きが存在する一方で、選択科目「東アジア史」を「2007改訂教育課程」で導入するなど、自国史中心の歴史教育からの脱却を進める動きも進展しており、今後の動向が注目される。

3 公民系教科目の目標・内容

次に、上述してきた教科構造のもと、公民教育に関わる目標や内容がどのように考案されているのかを検討していく。まず、高等学校の共通必修科目に設定されている「統合社会」の目標を見てみよう。同科目には、以下の3点の目標が設定されている。

- ア. 時間的、空間的、社会的、倫理的観点を通して、人間の生活や社会事象を総合的に眺める力を養う。
- イ. 人間と自己の生き方を取り巻く多様な環境および複合的な社会事象について、過去の経験や資料、多様な価値などを考慮しながら探究し、省察する能力を養う。
- ウ. 日常生活や社会で生起する多様な問題に対する合理的な解決策を模索し、それを通じ

て共同体の構成員として自己の生き方を総合的な観点から省察し、設計する能力を養う。

ここに提示された目標からは、①総合的な見方・考え方を重視しようとしている点、②現実社会との接点を重視し、学習者個々の生きる文脈との関連を図ろうとしている点、③多角的・多面的な考察力や問題解決力などの能力の育成を重視している点、といった特徴を読み取ることができる。これらは日本で進展している学習改革と類似した傾向を示しているといえよう。

それでは、こうした目標を達成するために、どのような学習内容が設定されているのだろうか。次頁の表4は、「2015改訂教育課程」の社会系教科目の内容領域とその配列を示した資料のなかから、公民教育に直接的に関連する「政治」「法」「経済」「社会・文化」の事項を抽出して提示したものである。同表に示されており通り、各領域の学習内容を定めるに際しては「中心概念」が設定されるとともに、そこで育むべき汎用力のある知識が「一般化された知識」として提示されており、その上で小学校・中学校・高等学校の各段階で取り扱う学習要素の体系化が図られている。また、これに加えて、内容領域ごとに「機能」という項目が置かれ、提示された学習内容を学ぶ過程で習得させる思考・探求スキルなどが提示されている。日本においても、概念的理解や汎用力のある見方・考え方の育成が強調され、コンピテンシーを重視する機運が高まっているが、これと共通した方向性が示されているといえよう。

他方、学習内容に目を向けると、政治学、法学、経済学、社会学の中心的なテーマに沿って中心概念が設定されており、基本的には諸学問の体系に沿って編成されていることがうかがえる。この社会諸科学の学問体系を基盤にした学習内容のなかにコンピテンシーを内在化させることが試みられていると理解できよう。

さて、これら公民教育の内容領域のうち「政治」は「民主主義／政治過程／国際政治」の3つの中心概念で構成され、身近な事柄から徐々に対象を広げ、複雑な事象を扱う形で編成されている。また、南北統一問題ないし朝鮮半島をめぐる国際情勢が重視され、小学校段階から繰り返し学ばれている点にも特色を見だせる。「法」の領域は「憲法／司法／公法」を意識した領域編成が採用され、いずれも「生活」とのかかわりを重視する姿勢が示されている。憲法が小・中・高の各段階で繰り返し学習されている点は日本と同様である。「経済」の領域については「市場経済／財政・福祉／国内経済／国際経済」という枠組みの下で領域編成が示されており、日本のそれと大きな違いはない。ただ、日本の場合、中学校段階で国際経済に関わる事項がほとんど扱われていないのに対して、韓国では国際取引・為替などが扱われている。最後に「社会・文化」領域では研究方法を中心概念に位置づけるとともに「個人／文化／階層・不平等／社会変化」の各要素を領域化している。このうち「階層・不平等」は、日本の場合は「効率と公正」の概念形成との関連において学ばれることが多いが、一つの独立した内容領域として体系的な内容を組織している点で、より踏み込んだ扱いといえるかもしれない。

表4 公民教育に関わる学習内容の構造と配列

領域	中心概念	一般化された知識	内容要素			機能	
			小学校		中学校		高校
			3-4学年	5-6学年	1-3学年		
政治	民主主義と国家	現代民主国家において民主主義は、憲法を媒介にして実現される。私たちの憲法は、国家機関の構成と役割を規定する。	民主主義、地域社会、公共機関、住民参加、地域における問題解決	民主主義、国家機関、市民参加	政治、民主主義、政府の形態、地方自治制度	政治の機能、現代民主国家、政府の形態、憲法、国家機関の役割と相互関係、地方自治の原理	調査 分析
	政治過程と制度	現代民主国家は、政治過程を通して市民の政治参加が実現される。市民は政治への参加を通じて多様な政治的活動を実践する。		生活のなかの民主主義、民主政治の制度	政治過程、政治主体、選挙、市民参加	政治過程、政治参加、選挙制度、政党、利益集団と市民団体、マスコミと世論	参加 議論 批評
	国際政治	近年、グローバル化により様々な国際機関が活動し、朝鮮半島の国際秩序も複雑化している。		地球の平和、国家間の協力、国際機関、南北統一	国際社会、外交、韓国の国際問題	国際関係の変容、グローバル化、国際的課題、国際機関の活動、韓国の国際関係、朝鮮半島をめぐる国際秩序	意思決定
法	憲法と私たちの生活	憲法は、国民の基本的権利を保障し、国家機関の構成と役割を規定している。		人権、憲法、権利と義務、国家機関の構成	人権、憲法、基本権、国家機関の構成と組織	法の理念、法治主義、憲法の基本原理、基本権の内容、基本権制限の要件と限界、国家機関の役割と相互関係	調査 分析
	個人生活と法	民法は、家族関係を含む個人間の法律関係と財産の関係を規定している。		法、法の役割	法、法の類型、裁判	民法、民法の基本原理、財産関係(契約、不法行為)と法、家族関係(夫婦、親子)と法	分類 適用
	社会生活と法	韓国は共同体の秩序を維持するため刑法と社会的弱者を保護するための社会法を定め、正義を実現している。				刑法、犯罪と処罰、刑事手続と人権保障、労働者の権利と法	尊重 参加
経済	経済生活と選択	経済的問題は希少性によって発生し、費用と利潤を考慮しなければならない。	希少性、生産、消費、市場	家計、企業、合理的な選択	希少性、経済システム、企業の役割、資産管理、信用管理	希少性、合理的選択、費用と利潤、経済的誘引、市場経済システム、家計、企業、政府の経済活動	調査 分析
	市場と資源分配	市場競争を通じて市場の均衡と効率化が図られ、市場の失敗にはそれを是正するため政府による介入が行われる。		自由競争、経済正義	市場、需要と供給、市場価格	需要、供給、市場の均衡、労働市場、金融市場、資源配分の効率性、余剰、市場の失敗、政府の介入、政府の失敗	推論 適用
	韓国経済	景気変動の過程で失業とインフレが発生し、政府は経済の安定化を模索する。		経済成長、経済の安定化	国内総生産、物価上昇、失業率	経済成長、韓国経済の変化、国民経済の循環、国内総生産、失業、インフレ、総需要、総供給、財政、金融政策	探究 意思決定
	国際経済	国家間の比較優位に基づき生産特化と貿易が行われる。為替レートは外国為替市場で決定される。		国家間競争、相互依存	国際取引、為替	貿易原則、貿易政策、外国為替市場、為替レート、国際収支	
社会・文化	研究方法	社会・文化的事象の正確で適切な探索のためには、多様な視点と研究方法が求められる。	社会変容、現代社会の変容、韓国社会の変容		社会・文化現象、機能主義、象徴的相互作用論、定量的な研究、質的研究、資料収集の方法、社会科学探		調査 比較 尊重

					究の手續きと態度・倫理	分析 批評 参加
個人と社会	個人は社会のなかで成長し、社会は個人が役割を遂行することによって維持され、存続されている。	家族の構成員、役割の変化		社会化、社会的地位と役割、役割葛藤、社会集団	個人と社会の関係、社会化、地位と役割、役割葛藤、社会集団・社会組織、逸脱行動、逸脱理論	
文化	生活様式としての文化を理解し享受するためには、文化の多様性と変容に対する正しい認識と態度が必要である。	文化、偏見と差別、異文化の尊重		文化、文化理解の態度、メディア、大衆文化	文化の性質、文化理解の姿勢と視点、文化的多様性、サブカルチャー、大衆文化、マスメディア、文化的変容	
社会階層と不平等	社会の不平等に関わる問題を解決するためには、個人と社会の双方の次元での努力が必要である。		身分制度、平等社会	差別、葛藤、社会問題	社会的な不平等、機能主義、紛争、社会移動、社会階層、社会的少数者、貧困、社会福祉	
現代社会の変容	社会変化に対する正確な理解と対応を通して持続可能な社会が実現される。	家族形態の変化、社会変化、日常生活の変化	持続可能な未来	社会変容、現代社会の変容、韓国社会の変容	社会変動理論、社会運動、社会変化、世界市民、持続可能な社会	
出典：教育部（2018）『社会科教育課程』の付録表 1（274～276 頁）をもとに作成						

以上、韓国の公民教育に関わる目標とカリキュラム編成を検討してきたが、今日の韓国社会は日本と同様に民主主義と資本主義を基調にしていることから、日本の公民教育と類似した目標・内容編成が採用されている。また、日本と同様に、従来のコンテンツ一辺倒の教育のあり方の見直しが進められており、新たにコンピテンシーを重視した改革が進められている。

4 特筆事項

特筆すべき事項として、ここでは「革新学校」と呼ばれる学校改善運動の広がりについて触れておきたい。韓国では、2009 年度より広域自治体の教育行政を統括する「教育監」（日本の教育長に相当する）を住民による直接選挙で選出する制度改革が実施された。その際、京畿道教育監選挙に出馬した金相坤は、2000 年代以降に進展していたオルターナティブ・スクールの教育方針や学校運営に深い共感を示し、これを公教育に広げることを公約に掲げて当選を果たした。そして、当選後には公約した通り、京畿道内の 13 の学校を「革新学校」に指定して、同じ指向性を持つ他地域の教育監とネットワークを形成しながら革新的な学校づくりを進めていく。

革新学校は教育監が指定する自律的な学校であり、学校構成員による「自治」を重要な教育原理に位置づけた学校運営体制がとられ、民主主義の実現を目指すことが理念として掲げられている。教職員の配置・移動、子どもの入学方法は他の公立学校とほとんど違いがないが、指定された学校は予算や教育課程などの面で柔軟な運用が認められている。ただし、4 年に 1 回の審査を受ける必要があり、基準を満たさない場合は再指定されない仕組みになっている。京畿道における革新学校は 2015 年には小学校・中学校・高校の各段階で 400 校を超えるほどまでに増加を続け、この動きが全国的に波及することとなった。

この革新学校の取り組みの中で、特に中核的な要素に位置づけられているのが「子どもの参加」である。まず京畿道教育庁は 2010 年に子どもの人権保障にかかわる条例を定めてい

るが、そこでは子どもによる自治活動の権利や学校規則の制定・改正に参加する権利などが明記されている。こうした規範を明確に打ち出すとともに、「民主市民教育」に関するプログラム・教材の開発を進め、これを学校現場の教育課程に反映することを求めている。韓国の教育課程には教科学習とは別に「創意体験的活動」が創設されている。この創意体験的活動ではボランティア活動や進路指導、自治活動などに取り組むことが教育部の指針として示されており、自治活動については学級活動・生徒会活動・委員会活動などともに民主市民活動（模擬議会や討論会など）などの活動領域が示されている。しかしながら、こうした創意体験活動はマンネリ化・形骸化している実態が報告され、特に高校では受験を最優先する学校文化のなかで軽視されてきたという。京畿道教育庁は、子どもたちの学校参加と自治を軽視してきたこれまでの学校教育の実態を踏まえ、人権条例の制定を通じてその価値を明確化しつつ、民主主義教育に関わるプログラム・教材を整備しながら子どもたちの参加・自治活動を奨励する基盤構築を進めてきたのである。そこでは、子どもたちの自治活動に関わる活動スペースや予算を支援する体制も整備されており、教師たちに対しても民主市民教育を積極的に推進し、子どもたちの参加と自治活動を支援するよう求めている。

日本でも 18 歳選挙権の導入を契機に、子どもたちに最も身近な参加の舞台として学校が注目され、そこでの自治の重要性が再認識されつつある。ただ、韓国の場合は、教育行政制度の改革を伴いながら、より本格的な改革が進展していると言えよう。その際、地方教育行政の自律性を強化する制度改革を導入し、その地方教育行政が先導する形で民主主義教育と学校自治活動の強化が進められている点は注目に値する。ただ、選出された教育監の方針次第で衰退する可能性もあり、政治力学に翻弄される危うさが潜在しているとも考えられ、今後の動向が注目される。また、「政治的中立」に関わってどのような指針や社会的合意が共有されているのかも、重要な検討課題となろう。

5 日本への示唆

ここでは歴史学習と政治学習の関係に注目して、日韓両国の民主主義教育の特質について考察を深めてみたい。

周知の通り、韓国は日本による植民地支配を経験し、解放後も冷戦構造を背景にした独裁政治が長期間にわたって継続してきた。大統領直接選挙制の導入を骨子とした「6・29 民主化宣言」が発せられたのは、1987 年のことである。この間、植民地支配および独裁政治に対抗する種々の社会運動が展開されてきたが、それらは歴史教育の重要な学習対象としても位置づけられている。例えば、高校の必修科目「韓国史」では、植民地期の学習事項として「様々な民族運動の展開」「社会・文化の変化と社会運動」を設け、民族的な団結が図られたことや女性や青少年を主体とした社会運動が重層的に展開されたことを学ぶ指針が示されている。また、解放後の歴史過程についても「4・19 革命と民主化のための努力」「6 月民主化抗争と民主主義の発展」という項目を設け、学生が主体となって李承晩政権の退陣を要求した 1960 年の 4 月革命、軍事政権に対して民主化を要求した 1980 年の光州事件（5・18 民主化運動）、そして 1987 年「6・29 民主化宣言」を達成することになる 6 月民主抗争を取り上げる指針が示されている。そこでは、写真や映像資料を積極的に活用することや、運動の参加者の立場にたって感想文を書くこと、そして運動に参加した人へのインタビュー活動を実施することなどの学習活動も例示されている。これらは、先に検討した公民教育における学習とも直接

的に連動しており、現在の民主主義の背景をなす歴史として積極的な位置づけが与えられている。

このように、韓国社会では植民地支配からの脱却と民主主義体制の樹立に至る過程で社会運動が継続的に展開され、それを媒介にした政権交代および体制転換を実現してきた。そして、現在の民主主義体制をこれらの社会運動の直接的な成果として把握する見方が無理なく共有されている。ちなみに、日本では韓国の歴史教育を「反日教育」という枠組みの中で短絡的に理解する傾向がみられるが、民主主義社会を維持・発展させるための素材として位置づいていることを見落とすべきではないだろう。

他方で、日本の場合は民主主義を「獲得してきた」というより「授けられた」という感覚が先立ち、歴史学習と政治学習を結び付ける明快な論理が欠落しているように思われる。例えば、近代期の学習事項として自由民権運動や大正デモクラシー、女性解放運動などが示されているが、これらを今日の民主主義の源流として位置づけることも可能ではあるものの、他方で帝国主義を乗り越える視座を打ち出せなかった限界性への認識を育む必要性が提起されるだろう。むしろ、近代史の学習では、戦争被害・加害や「加担」の実相を“負の歴史”として反省的に取り上げることを通じて、今日の民主主義・平和主義に結びつけるアプローチが支配的であったように思われる。

戦後期についても憲法を拠り所にして反戦・平和や民主主義の擁護などを訴える社会運動が展開されてきたものの、政権交代・体制転換といった具体的な成果を実現するまでには至らず、保守政権が長期間継続する歴史構造が形づけられてきた。そのため、これらの社会運動を素材にして民主主義を学ぼうとする取り組みは必ずしも定着してきたとは言い難い。とりわけ学生運動に対しては「危険」や「失敗」、「挫折」などのネガティブなイメージが先行し、学校現場で扱われることはほとんどなかった。この点は、韓国と好対照をなしていると言えよう。

以上のように、歴史学習と政治学習の関係性に着目して両国の民主主義教育へのアプローチ法を比較してみると、今日の民主主義にストレートに連結するような歴史的素材が乏しいという日本の特質が浮かび上がってくる。日本近現代史の歴史構造に起因するこのような特質を踏まえ、いかにして歴史学習と政治学習との間に有機的関係を構築していけばよいか。今後、韓国以外の諸外国の取り組みも参照しつつ、一層の検討が待たれる。

参考文献

- ・安ウンギョン「韓国の教育政策研究動向 2020—時代の転換期の教育政策とその研究動向—」日本教育政策学会編『日本教育政策学会年報』第28巻、2021年
- ・石川裕之「韓国における国家カリキュラムの構成と教育目的—初等教育段階に注目して—」『畿央大学紀要』第14巻、第1号、2017年
- ・井上菜穂「韓国における法規範教育」梅野正信・福田喜彦編著『東アジアにおける法規範教育の構築—市民性と人権感覚に支えられた規範意識の醸成—』風間書房、2020年
- ・権五鉉「韓国の社会科教育課程における市民性教育の変遷—初等学校社会科の目標を中心に—」全国社会科教育学会編『社会科教育論叢』第49集、2015年
- ・厳アルム「韓国の教育改革における革新学校の意味」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第56巻、2016年

- ・ 巖アルム「韓国の革新学校における生徒参加実践の性格分析」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 57 巻、2017 年
- ・ 柳準相「韓国の『2015 改訂教育課程』における歴史教育の内容と特色—自国中心主義的な性格の克服を手掛かりに—」総合歴史教育研究会編『総合歴史教育』第 54 号、2020 年

謝辞

本報告書を作成するにあたり、柳準相さんに大変お世話になりました。記して感謝申し上げます。

小瑤史朗（弘前大学）